

全紹協広報

マネキン

2023・新春号 No.113



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

目 次

新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長	小金井 敬	1
新年のご挨拶	厚生労働省 需給調整事業課長	篠崎 拓也	2
新年のご挨拶	厚生労働省 雇用政策課 民間人材サービス推進室長	高西 盛登	3
新任のご挨拶	厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課 職業紹介事業係長	早坂 圭一郎	4
人事異動			4
年頭のごあいさつ	公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 会長	紀陸 孝	5
新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事	小野 俊一	6
新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事	小林 克巳	6
〔厚労省ニュース〕 職業安定法 改正のポイント			7
〔厚労省ニュース〕 職業紹介事業の運営ルールが変わります			9
令和4年度 地域別最低賃金 答申状況			12
令和4年度 従事者研修会 実施報告	株式会社 モナミ 入口 豊 有限会社 福岡マネキン紹介所 前谷 雅司 全紹協 関西連絡会会長 牧野 伸男		13
令和4年度従事者研修会・販売技術促進講座スケジュール			14
令和4年度意見交換会の実施報告	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会副会長	牧野 伸男	15
意見交換会に参加して	株式会社 白百合 新堀 圭子 東商 株式会社 嶋田 知子 日星 株式会社 近藤 法明 有限会社 南九州マネキン紹介所 大坪 静世 株式会社 モナミ 入口 豊		16
全紹協求人サイトについて	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 IT事業部	岡野 泰也	17
令和5年10月インボイス制度が始まります！			18
マネキン紹介事業に役立つQ&A			20
事務局だより			21

新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会
会 長 小金井 敬



新年明けましておめでとうございます。

入国制限が緩和され、昨秋の紅葉の季節から海外からの観光客の来日により観光地は活気を取り戻しました。

日本各地で明るい笑顔や笑い声が溢れて観光業界は期待に満ちています。観光からスタートして我々の携わる販売業界も好調化が望めると思います。円安も相まって人気が高まっている日本に誇りを持って進めていきたいですね。

人材業界にいる私達が取り組むべき事は、引き続きの課題も多いですが今年は特に「給与アップ」です。昨年の年頭のご挨拶を読み返しましたが、マネキンさんの賃金を上げる事で販売職に就く人材を確保する事が協会としての重要な課題と書いていました。コロナの収束が思うようにいかず給与アップはなかなか進められませんでした。今年もこれを最重要課題として取り組んでいきましょう。

昨年10月に長崎で開催された意見交換会では会員各社が活発に情報交換をしました。各地の給与についても各社から意見が多く、平均して最低ラインが11,000円、スタッフによっては15,000円まで上げている会員もいました。一律に10,000円という30年据え置かれたスタッフの給与を上げる事で日本経済の活性化の一役を担う覚悟で協力してまいりましょう。試食販売が復活し始めている事も明るい兆しで業界の売上回復に繋がります。これからのバレンタイン・ホワイトデーイベントも期待して様子を見ていきたいと思います。

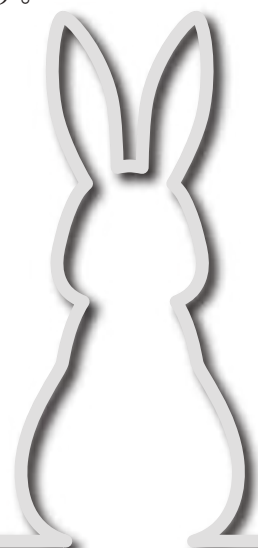
全紹協の活動は、今年も公益社団法人として作成した事業計画を各地に赴いて実施していきます。

給与アップを進めるためにもマネキンさんへの教育研修・スキルアップ研修が必須です。Webを使用した研修で更に多くのマネキンさんに受講していただけるように効果的で魅力ある研修を開催していきます。従事者研修によって我々従事者もスキルアップを図っていきます。重要なことは法律を遵守し求職者の生活を守る事です。昨年10月の労働法改正についての確認も行い、会員に周知していきます。

また、法改正による求人情報公開の必須項目についても正しい認識が必要です。我々が学び実践すべき事が多いので、この情報提供も協会の役割としてまいります。「職業紹介事業者の自主点検ツール」を活用して、それぞれが正しく職業消化学業を行えているかどうかのセルフチェックも実践していきましょう。

意見交換会は、今年も一社でも多くの近隣地域の紹介所も参加していただき協会を盛り上げていきましょう。会員が情報交換することで、自信を持って各社が対策を練る事ができ、思いがけない経営上のヒントにも繋がります。出席者の数と情報の数は比例しますので、ぜひ一人でも多くの出席をお願いいたします。

2022年は会員企業の売上がコロナ前の70%前後の回復が平均的な数字でした。2023年は会員が協力して80%に届くまで復活する一年になりますように祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。





新年のご挨拶

厚生労働省 需給調整事業課長 篠崎 拓也



新年を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会並びに協会会員の皆様におかれましては、日頃より厚生労働行政の運営に当たり、格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

全紹協の協会会員の皆様の事業運営においては、新型コロナ禍に加え、人手不足基調が続く中で、新たなご苦勞があるものと存じますが、感染防止策と社会経済活動との両立を図り、雇用と生活の安定を確保するため、引き続き、職業紹介事業を通じた労働市場のマッチング機能の強化に尽力いただけるようお願い申し上げます。

令和5年の年頭に当たり、職業紹介事業を巡る現状等について、いくつか述べさせていただきたいと思えます。

1つ目は、昨年10月に施行された改正職業安定法についてです。改正は、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」といった内容を盛り込んでいます。求人メディア等に関する部分が注目されがちですが、的確な表示など、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者、求人企業などに共通するルールを定めたものでもあります。多様化が進むメディアサービスを幅広く法的に位置付けるとともに、それぞれの事業者のルールを明確化し、労働市場の機能強化を図るということで、安心してサービスを利用できる環境整備をしていくことに繋げていきたいと考えています。皆様にとっては、従来から対応していることが法制化された部分もあると思いますが、改めて、法改正に沿った対応ができているか確認いただくとともに、法令遵守を超えて、皆様のサービスの特徴や強みを活かした事業展開・情報発信をしていただきたいと考えています。

2つ目は、厚生労働省が昨年10月に公表した「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージについてです。これは、中長期も見据えた雇用政策に力点を移し、「人材育成・活性化を通じた賃上げ促進」、「賃金上昇を伴う労働移動の支援」、「雇用のセーフティネットの再整備」の一体的な取組を推進していくためものです。このような取組を通じて、「しなやかな労働市場」の実現を目指していきます。施策内容は多岐にわたりますが、例えば、「job tag（厚生労働省の職業情報提供サイト）」の更なる充実、副業・兼業に関する情報の公表促進などの施策も盛り

込まれています。職業紹介事業者の皆様には、既に、人材サービス総合サイトにおける事業実績の公表など見える化に対応いただいておりますが、労働市場全体の見える化の動きにも注目していただきたいと思います。

最後となりますが、マネキン紹介業界が求職者等の変化に対応した取組をされていることに改めて敬意を表するとともに、全紹協並びに協会会員のご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶

厚生労働省 雇用政策課
民間人材サービス推進室長 高西 盛登



新年を迎えまして、謹んでお慶びを申し上げます。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会小金井会長様並びに会員の皆様及び関係者の皆様には、日頃から、職業紹介事業の適正な運営にご尽力いただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、新しい年を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症の収束は見られず、国内に感染者が確認されてから3年の月日が経過しております。日々、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになる方々や感染者数の報道を聞くにつれ、一日でも早く収束することを願うばかりでございます。

このような状況下、政府は、昨年の秋に物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策をとりまとめ、臨時国会において、総合経済対策に基づく補正予算が成立いたしました。今後、総合経済対策に盛り込まれた対策や事業を速やかに実施し、物価高や新型コロナウイルス感染症に苦しんでいる国民や事業者の皆様には支援が行き届くよう取り組む予定でございます。

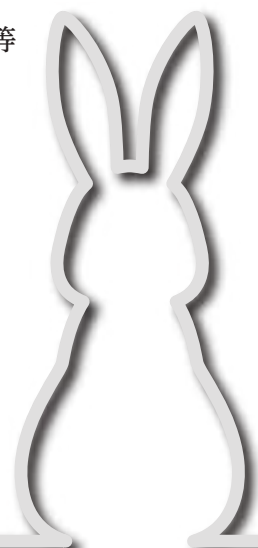
総合経済対策の大きな柱の一つであります新しい資本主義の加速において、「人への投資」の施策パッケージを5年で1兆円に拡充することとされております。具体的には、企業間・産業間の労働移動の円滑化や在職者のキャリアアップのための訓練から転職まで一気通貫での支援、労働者のスキリング支援等の他、労働移動円滑化の指針を本年6月までに策定することとし、これらの取組を通じて雇用の流動化を図り、生産性を高め、賃金上昇に繋げていく循環を作っていくこととしております。

貴協会におかれましては、マネキンの紹介に加え新たな職種を開拓し、それらの職種に対応できる求職者を一層確保していくことが、労働移動の円滑化に資することになるとともに、この分野の労働市場の活性化・強化にも繋がるものと考えております。

当室におきましても、貴協会と意見交換を行いながら、いただきましたご意見等を施策に反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、貴協会並びに会員の皆様は、長引くコロナ禍の苦境に立ちながらも、日本の伝統的職種であるマネキンの紹介を絶やさず、日々ご尽力されていることに改めて敬意を申し上げますとともに、日本のおもてなしの心と技を体現するこの伝統的職種への紹介を引き続きより一層、発揮いただきますようお願い申し上げます。

本年が貴協会並びに会員の皆様にとって良い年になりますようご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。





新任のご挨拶

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課
職業紹介事業係長 早坂 圭一郎



このたび、令和4年10月1日付けで職業紹介事業の担当として、厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課 職業紹介事業係長に配属となりました早坂と申します。需給調整事業関係業務に携わるのは今回が初めてとなりますため、日々、勉強しながら精進しております。

職業紹介事業に係る現状としまして、新規の職業紹介事業所は年々増加し、令和4年の職業安定法改正により職業紹介事業者に対する新たなルールが整備されるなど、状況が刻々と変化している中で業務に取り組ませていただけることに責任を感じているところです。また、新型コロナウイルスの感染拡大も相まって、職業紹介事業のあり方としてインターネットを利用した職業紹介などのご要望がある一方で、個人情報の保護など適正な職業紹介事業の運営を踏まえながら有料及び無料職業紹介事業に係る許可及び更新を行っているところです。

先日開催されました貴協会をはじめとする職業紹介事業者団体との情報交換会では様々なご意見をいただきましたが、私ども職業紹介事業担当としては、現場の生の声として実態を把握する貴重な場と感じたところです。そのようなご意見を踏まえながら、今後とも適切な職業紹介事業の運営に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、貴協会の益々の御発展を祈願いたしますとともに、協会会員の皆様の御健勝を心から祈念いたしまして、新任の挨拶とさせていただきます。



人事異動



【令和4年10月1日付】

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課
職業紹介事業係長

はやさか けいいちろう
早坂 圭一郎

年 頭 の ご あ い さ つ

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
会 長 紀 陸 孝



明けましておめでとうございます。

昨年6月に就任された小金井敬新会長のもと、協会一丸となって業界の発展にご尽力され、新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

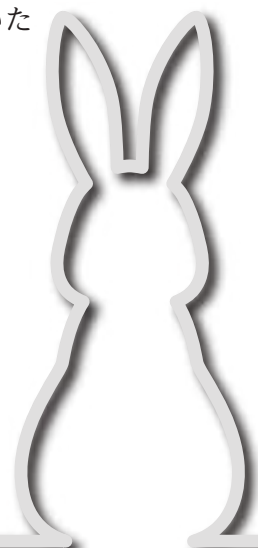
労働力人口が減少する中、マネキン紹介業界におかれても求職者の確保が喫緊の課題と存じますが、貴協会では求人サイトをリニューアルし、求人情報に特化した検索エンジンであるindeedへ容易に求人を掲載できるように見直しをされました。その結果、その求人をみて応募する求職者が大幅に増加し、低コストで目覚ましい成果を上げておられます。

民紹協では昨年6月に、そのリニューアルを担当された貴協会常務理事の岡野泰也様を講師にお招きし、「求人市場と求職者確保の成功法則」と題した実践セミナーを開催しました。インターネットやスマートフォンを使った求職活動が広く普及する中で、紹介所側もITの活用が不可欠になっています。indeedの無料枠を利用した求人の掲載方法、応募者への対応として自動メール返信やLINE、ショートメールなどの活用など、事例を交えた有意義なお話をお聞きすることができました。改めてお礼申し上げます。

また、民紹協におきましては、今年度、厚生労働省から委託を受け、貴協会のご協力の下、マネキン紹介所版の「自主点検ツール」と「その解説」を作成しました。マネキン紹介所版では、その特色を踏まえ「短期雇用や日々雇用の場合も求人者に労働条件を明示するよう求めているか」、「登録求職者に対してスキルアップの支援をしているか」、「定着を高めるため就職後に定期的に登録求職者の相談に乗っているか」などのチェック項目を盛り込んでいます。併せて、昨年10月に施行された改正職業安定法に対応して、「求人受理に際して、求人が虚偽又は誤解を生じさせるような内容、表現になっていないか」、「求人内容について、定期的な確認と情報の時点の表示等により、正確かつ最新の内容に保たれるように努めているか」などの項目も設けています。是非この機会に、「自主点検ツール」と「その解説」を活用して、法令遵守とマッチングの向上に努めていただければ幸いです。

ご承知のとおり、昭和53年に全国マネキン紹介所連合会が発行された「マネキンの歴史」によると、日本に初めてマネキンが誕生したのは昭和4年、今から90年以上前で、誕生当時は、商品知識を併せ持ったファッション・モデルをマネキンと呼んでいました。フランスではファッション・モデルをマヌカンといいますが、日本ではフランス語のままではなじみにくく、縁起物の招き猫に因んで、お金を招く＝招ね金＝マネキンとなったそうです。

マネキン紹介所の業界では、まだコロナ前の業況に回復していない紹介所がありますが、マネキンの縁起にあやかって業況の速やかな回復と、貴協会、会員の皆さまの益々のご発展、ご健勝をご祈念申し上げます。



新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

理事 小野 俊一



全紹協会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。気持ちを新たに希望に満ちた新年をお迎えになられたことと存じます。

さて、この三年間コロナウイルスが蔓延しパンデミック・気候変動の影響もあり世界経済の停滞や物価高・円安の進展、エネルギー事情の悪化、ロシアによるウクライナへの侵攻など、第二次世界大戦以後最大の危機的な状況に陥っております。そんな中、日本政府は「新しい資本主義」に基づく経済政策の実行を打ち出しました。モノの生産と購買を中心とした経済から情報・サービスへと経済の価値の中心が大きくシフトし、資本主義が「非物質化」へと進化している世界の流れに日本はかなり立ち遅れているのではないか、産業構造の根本的な転換が出来ていないのではないか、曲がり角に来ている日本の資本主義を変えていく必要があるとの認識であろうと思います。

多くのエコノミストや企業経営者たちは、政府による新しい資本主義経済政策の中心をなすべきものは、更なる「生産性の向上」であると主張していますが、私はいかに生産性を高めていくかということより、すべての働く人材の育成をいかに図っていくかが最も重要であり急務である、人財が日本の未来を創り日本を再建すると思っています。

先日、福沢諭吉の「学問のすゝめ」を読み直しました。明治維新の新しい時代における人々の生き方とそのための学問の大切さを説いていますが、学問の知識だけではなく私達には「勇力(ゆうりき)」が必要であること、換言すると「起業家精神」(アントレプレナーシップ)が大事であると力説しています。世界的な難題を乗り越え地球人が幸せに暮らせる時代を作っていくのは「勇力」有る人材の育成と輩出であると思います。その意味で人材ビジネスを担う公益社団法人全紹協の果たすべき責任は重いと、期待するところ大であります。

本年も自信と勇気をもって人材ビジネスの協会事業を推進していきましょう。

新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

理事 小林 克巳



新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

さて昨年、令和4年も新型コロナ禍が経済活動を停滞させました。特に、サービス業・小売業、観光業等の経済活動に及ぼす悪影響は甚大で、本協会の会員皆様におかれましては、大変なご苦労を強いられていることは、想像に難くありません。

コロナ禍でクローズアップされた一つのキーワードが「ソーシャルディスタンス」。これは「対面」を前提とし、人と人との繋がりを重視したマネキンさんの販売手法に制約を与えるものでした。

おうち時間が増え、ネットを利用した巣ごもり消費が増加すると、消費者が百貨店等に足を運ぶ機会が減少し、かような状況下でマネキンさんの就労機会を維持することも大変なことだと思います。

国民のワクチン接種が大幅に進み、新型コロナの2類相当から5類への分類分けが議論されている昨今、徐々にコロナ禍の影響が緩和され、経済活動が活性化することが期待されます。大事なことは足下でしっかりこの現状に対処しつつ、1年後、2年後を見据えた先見性をもって、アフターコロナに対応することだと思います。

コロナ禍でテレワークを始めとする働き方改革が加速しました。しかし、労働環境が変化したとしても、どの企業も「人財」を必要としています。人材ビジネスを取り巻く環境は変化しつつも、益々重要性を帯びてきたと言えます。また、法令改正や行政政策も目まぐるしく変化しておりますので、人材ビジネスに関わる当協会の活動は、重要な意義を有していると言えます。

小金井会長を始め執行部の皆様のご尽力により、当協会活動がマネキンさんを始めとする、販売事業に携わる方々を通じて、消費者利益への貢献と、職業紹介事業の大いなる発展に繋がるよう、ご祈念申し上げます。

2022（令和4）年10月1日施行

職業安定法 改正のポイント

求職者が安心して求職活動を行うことができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報の取扱いに関するルール整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」の改正が行われました。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報 ② 求職者情報 ③ 求人企業に関する情報
④ 自社に関する情報 ⑤ 事業の実績に関する情報

求人企業の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の措置を行うなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- 募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう依頼する。
- いつの時点の求人情報かを明らかにする。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の求人情報・求職者情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。

全ての事業者	● 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。 ● 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。
職業紹介事業者	● 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。 - または ● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
依頼を受けて 情報を提供する 募集情報等提供事業者	● 求人情報の提供依頼者に、募集が終了した場合や求人情報の内容変更について速やかに通知するよう依頼する。求職者情報の提供依頼者には、求職者情報を正確・最新の内容に保つよう依頼する。 - または ● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
自ら収集した 情報を提供する 募集情報等提供事業者	● 求人情報・求職者情報を定期的に収集・更新し、その頻度を明らかにする。 - または ● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

- | | |
|---|--|
| × | 「募集情報等提供のために使用します」とのみ表示。 |
| ○ | 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します」と表示。
「会員登録時に入力いただいた情報を、当社の会員企業に提供します」と表示。 |

LL040901 需01

3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。

特定募集情報等提供事業者の届出

特定募集情報等提供事業者（求職者に関する情報※を収集する募集情報等提供事業者）に、届出制が導入されます。

また、年に1度、提供している募集情報等の規模等の事業の概況を報告する必要があります。

※「求職者に関する情報」には、氏名等の特定の個人が識別できる個人情報だけでなく、メールアドレスや経歴、サイトの閲覧履歴等を含みます。



令和4年10月1日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、令和4年12月31日までに届け出る必要があります。

届出が「必要」な例

- ・会員登録を求めている場合
- ・メールアドレスを集めて配信している場合
- ・閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

届出が「不要」な例

- ・紙媒体でのみ情報提供している場合

個人情報の保護

特定募集情報等提供事業者も、職業安定法の個人情報に関する規定の対象となります。

- ・業務の目的の範囲内で個人情報を収集・使用・保管しなくてはなりません。
- ・業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなりません。
- ・個人情報をみだりに第三者に提供してはなりません。

さらに詳しく知るための情報

■厚生労働省ウェブサイト

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & A、届出の記載例を公開しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html

■人材サービス総合サイト

職業紹介事業者の一覧や事業実績を公開しています。

2022年10月以降は、届け出た特定募集情報等提供事業者の一覧を公開します。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>



都道府県労働局 問い合わせ先

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	愛 知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高 知	職業安定課	088-885-6051
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239		需給調整事業第二課	052-685-2555	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707			
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017			

職業紹介事業の運営ルールが変わります

職業安定法が改正され、求人等に関する情報の的確な表示や個人情報の保護に関するルールが変わります。また、求人メディア等に関する届出制が創設されます。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報 ② 求職者情報 ③ 求人企業に関する情報
④ 自社に関する情報 ⑤ 事業の実績に関する情報

- 虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。
- 求人情報、求職者情報を**正確・最新の内容に保つ措置**を講じなければなりません。

対象となる情報

広告や連絡手段を通じて提供される求人情報・求職者情報が幅広く対象となります。



求人労働条件を特定の求職者に明示するよりも前に、ウェブサイト等を通じて求職者に提供する求人情報が対象です。

対象の広告・連絡手段

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、放送（テレビ・ラジオ等）、オンデマンド放送等

正確かつ最新の内容に保つ措置

求人情報・求職者情報を正確かつ最新の内容に保つため、以下の措置を講じなければなりません。

いずれも講ずる必要がある措置	● 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。 ● 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。
いずれかを講ずる必要がある措置	● 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。 ● または ● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。 ※なお、これらの措置は可能な限りいずれも講ずることが望ましいです。

事業の実績に関する情報

職業紹介事業に関する実績も、例えば以下のような表示をしないようにする必要があります。

×	● 実際の取扱い求人件数が1000件程度のところを、1万件程度あると表示する。 ● 全く根拠なく顧客満足度が高い旨を表示する。 ● 様々な仮定を置いた上で就職決定率を算出・表示する一方で、その仮定を表示していない、非常に見えにくい状態にしている。
---	---

虚偽の表示の禁止

以下のような場合は**虚偽の表示**に該当する場合があります。

×	● 実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載する。 ● 「正社員」と謳いながら、実際には「アルバイト・パート」の求人であった。 ● 実際の賃金よりも高額な賃金の求人として掲載する。 ● 所謂おとり求人として、実際には紹介できない求人を掲載する。
---	--

LL040901 需02

誤解を生じさせる表示をしないための注意点

虚偽の表示ではなくとも、**一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示は、「誤解を生じさせる表示」に該当します。**例えば以下のような点に留意してください。

また、求人情報の提供の段階でも、**労働条件として明示すべき項目をできる限り含めた形で提供することが望ましい**ものです。

業 務 内 容	一般事務 …①
契 約 期 間	期間の定めなし
試 用 期 間	試用期間あり（3か月）
就 業 場 所	本社（●県●市●ー●） 又は △支社（△県△市△ー△）
就 業 時 間	9:00～18:00
休 憩 時 間	12:00～13:00
休 日	土日、祝日（年末年始を含む）
時 間 外 労 働	あり（月平均20時間）
賃 金	月給 20万円（ただし、試用期間中は月給19万円） …②
加 入 保 険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社 …③
派遣労働者として雇用する場合	雇用形態：派遣労働者ではない

①業務内容

職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはなりません。

- × 営業職中心の業務を「事務職」と表示する
- × 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する
- × フリーランス（委託）の募集と雇用契約の募集を混同する

③募集者の氏名または名称

優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示をしてはなりません。

- × A社のグループ会社B社の求人を、「A社は高度なITエンジニアのスキルを持った方を必要としています。」と表示

②賃 金

固定残業代を採用する場合に、基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示してはなりません。

- × 【月給】32万円
- 【基本給】25万円 【固定残業代】7万円
- ※時間外労働の有無に関わらず、15時間分支給。15時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給します。

モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示してはなりません。

- × 【給与】400万円～【モデル給与】1000万円～（社内で特に給与が高い労働者の給与を全ての労働者の給与であるかのように例示）
- 【給与】400万円～600万円
- 【給与】400万円～600万円 【モデル給与】555万円（同職種社員の給与の平均を例示）

2 個人情報に関するルールが新しくなります

求職者の**個人情報を収集**する際には、**業務の目的を明らかに**しなくてはなりません。

業務の目的の明示

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

×	・ 「職業紹介のために使用します。」とのみ表示。
○	・ 「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します」と表示。 ・ 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。 ・ 「職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用します」と表示。

3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、以下の事業を行う事業者も職業安定法の「**募集情報等提供事業者**」になりました。

- インターネット上の公開情報等から**収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス**
- 求人企業や求職者だけでなく、**職業紹介事業者や他の求人メディア等（募集情報等提供事業者）から求人情報・求職者情報の提供依頼を受けたり、情報提供先にするサービス**

特定募集情報等提供事業者の届出

特定募集情報等提供事業者（求職者に関する情報を収集する募集情報等提供事業者）に、届出制が導入されます。

届出が「必要」な例

- ・会員登録を求めている場合
- ・メールアドレスを集めて配信している場合
- ・閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

届出が「不要」な例

- ・紙媒体でのみ情報提供している場合



職業紹介事業の一環として、受理した求人の情報をウェブ等を通じて提供し、求職者が直接求人者に連絡・応募できないような場合は、特定募集情報等提供の届出は不要です。

さらに詳しく知るための情報

■ 厚生労働省ウェブサイト

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & A、届出の記載例を公開しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html



■ 人材サービス総合サイト

職業紹介事業者の一覧や事業実績を公開しています。
 2022年10月以降は、届け出た特定募集情報等提供事業者の一覧を公開します。
<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>



都道府県労働局 問い合わせ先

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	愛 知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高 知	職業安定課	088-885-6051
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239		需給調整事業第二課	052-685-2555	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707			
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017			

令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】 ^(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日 ^(※2)
北海道	C	30	920 (889)	31	+1	2022年10月2日
青森	D	30	853 (822)	31	+1	2022年10月5日
岩手	D	30	854 (821)	33	+3	2022年10月20日
宮城	C	30	883 (853)	30		2022年10月1日
秋田	D	30	853 (822)	31	+1	2022年10月1日
山形	D	30	854 (822)	32	+2	2022年10月6日
福島	D	30	858 (828)	30		2022年10月6日
茨城	B	31	911 (879)	32	+1	2022年10月1日
栃木	B	31	913 (882)	31		2022年10月1日
群馬	C	30	895 (865)	30		2022年10月8日
埼玉	A	31	987 (956)	31		2022年10月1日
千葉	A	31	984 (953)	31		2022年10月1日
東京	A	31	1072 (1041)	31		2022年10月1日
神奈川	A	31	1071 (1040)	31		2022年10月1日
新潟	C	30	890 (859)	31	+1	2022年10月1日
富山	B	31	908 (877)	31		2022年10月1日
石川	C	30	891 (861)	30		2022年10月8日
福井	C	30	888 (858)	30		2022年10月2日
山梨	B	31	898 (866)	32	+1	2022年10月20日
長野	B	31	908 (877)	31		2022年10月1日
岐阜	C	30	910 (880)	30		2022年10月1日
静岡	B	31	944 (913)	31		2022年10月5日
愛知	A	31	986 (955)	31		2022年10月1日
三重	B	31	933 (902)	31		2022年10月1日
滋賀	B	31	927 (896)	31		2022年10月6日
京都	B	31	968 (937)	31		2022年10月9日
大阪	A	31	1023 (992)	31		2022年10月1日
兵庫	B	31	960 (928)	32	+1	2022年10月1日
奈良	C	30	896 (866)	30		2022年10月1日
和歌山	C	30	889 (859)	30		2022年10月1日
鳥取	D	30	854 (821)	33	+3	2022年10月6日
島根	D	30	857 (824)	33	+3	2022年10月5日
岡山	C	30	892 (862)	30		2022年10月1日
広島	B	31	930 (899)	31		2022年10月1日
山口	C	30	888 (857)	31	+1	2022年10月13日
徳島	C	30	855 (824)	31	+1	2022年10月6日
香川	C	30	878 (848)	30		2022年10月1日
愛媛	D	30	853 (821)	32	+2	2022年10月5日
高知	D	30	853 (820)	33	+3	2022年10月9日
福岡	C	30	900 (870)	30		2022年10月8日
佐賀	D	30	853 (821)	32	+2	2022年10月2日
長崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年10月8日
熊本	D	30	853 (821)	32	+2	2022年10月1日
大分	D	30	854 (822)	32	+2	2022年10月5日
宮崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年10月6日
鹿児島	D	30	853 (821)	32	+2	2022年10月6日
沖縄	D	30	853 (820)	33	+3	2022年10月6日
全国加重平均			961 (930)	31		—

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和4年度 従事者研修会 実施報告

九州連協会 株式会社 モナミ 入口 豊

11月29日（火）、博多バスターミナルにて「従事者研修会」が開催されました。

一限目は諸事情により吉備教育福祉事業部長の講義からスタートとなりました。民紹協で使われている自主点検ツールをマネキン事業者用に作成してもらったとのことで、要点がとても具体的でわかりやすい内容となっており、自社の社内勉強会でも活用できそうです。二限目は、福岡労働局の野村様より、最近の指導事例に基づき、紹介事業を行う上での、基本的な知識を改めて確認させて頂きました。求人条件の明示に関する内容は、一限目のお話とも共通するところがあり、改めてその重要性を再認識しました。そして、三限目の山本様の講義では、「ブランディングとイノベーション」という内容で、昨年に続き2度目の受講となりました。イノベーション（発想）に関するお話は、求められるニーズに対応することよりも、むしろこちらがニーズを作り出し、他社との差別化を図ることの重要性を認識いたしました。とても参考になる有意義な研修会でした。

九州連協会 有限会社 福岡マネキン紹介所 前谷 雅司

福岡労働局需給調整第一係長野村幸生様より「適正な事業運営について」というテーマでご講演いただきました。

内容は大きく二点あり、①雇用失業情勢、②職業紹介事業の適切な運営についてでした。

まず、雇用失業情勢は緩やかながら改善傾向にあるとの事でした。

次に、職業紹介事業の適切な運営については日々の運営の再認識をしました。特に、令和4年10月に変更となった求人等に関する的確な表



示や個人情報の保護に関するルールは求職者により誤解を与えない為に必要であると感じました。

最後に、ウィズコロナの中で人材不足が顕著な現在、改めてマネキンさんの必要性を実感しておりますので、日々適正な運営を心掛けてまいります。

全紹協 関西連協会会長 牧野 伸男

今年度の関西での従事者研修会は、11月17日（木）に大阪市で実施致しました。受講者は会場でのリアル受講者11名、北海道札幌からリモート受講者2名の計13名でした。

1 講義目は、大阪労働局の玉川 需給調整指導官より「適正な事業運営について」というテーマのもと、具体的な指導事例、必要帳簿類の内容の丁寧な説明がありました。

また令和4年10月1日施行の改正職業安定法についての講義も頂き、参加者はよく理解できたと思います。

2 講義目は、パーソナルブランディングコンサルタントの 山本 秀行 氏を講師に迎え、「ブランディングとイノベーション」について講義頂きました。

ブランディングの大切さ、企業が成長していく為に不可欠なイノベーションについて、考えさせられる大変な内容でした。

3 講義目は、職業紹介事業者の適正化推進事業における「自主点検ツール」についての解説を、当協会専務理事の吉備教育福祉事業部長に行っていただきました。

新しく作成された「マネキン紹介所版自主点検ツール」を使って昨年度より具体的にマネキン紹介業務に特化した内容の説明で、参加者各々が、自事業所の状況を確認できました。

3講義とも、職業紹介事業者にとって大変意義のある講義であったと感じました。



従事者研修会プログラム

※連協会により内容・時間帯が変わります

時間	内容	担当
13:00~13:10	受付	各連協会事務局
13:10~13:20	オリエンテーション	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 担当者
	開 講 挨 拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 会長 小金井 敬
13:20~14:50	「適正な事業運営について」	各地区労働局 職業安定部 需給調整課 担当官
14:50~15:05	休 憩	
15:05~16:35	「ブランディングとイノベーション」	パーソナルブランディングコンサルタント 山本 秀行 氏
16:35~16:50	休 憩	
16:50~17:20	「職業紹介事業者の適正化推進事業における自主点検ツールの解説」	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 教育福祉事業部長 吉備 義和
17:20~17:25	閉 講 挨 拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 連協会会長

令和4年度従事者研修会・販売技術促進講座スケジュール

従事者研修会

連絡会名	実施日	会 場	出席者数
関西	令和4年11月17日(木)	エルおおさか	13名(リアル11名リモート2名)
九州	令和4年11月29日(火)	博多バスターミナルビル	11名(リアル11名リモート0名)
関東	令和5年1月31日(火)	エッサム神田ホール1号館	***
東海	令和5年3月9日(木)	ウィンクあいち	***
北海道	調整中	調整中	***

販売技術促進講座

連絡会名	実施日	会 場	出席者数
九州	令和5年3月16日(木)	JR博多シティ	***
関西	令和5年3月13日(月)	エルおおさか	***
関東	令和5年3月6日(月)	エッサム神田ホール1号館	***
東海	調整中	調整中	***
北海道	令和5年2月21日(火)	TKP札幌 カンファレンスセンター	***

販売技術促進講座プログラム

※連絡会により時間・内容が変わります。

時 間	内 容	担 当
13:00～13:10	受付	各連絡会事務局
13:10～13:15	オリエンテーション	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 各連絡会担当者
	開講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 教育福祉事業部長 吉備 義和
13:15～14:45	「笑顔と声で挨拶しよう」 (マスク越しでも素敵な接客販売)	株式会社 ライズ 藤重 知子 氏
14:45～15:00	休憩	
15:00～16:30	「ワンランク上の接客のプロを目指そう！」 ～魅力の引き出しづくり～	ALLURE代表 接遇コンサルタント 山下 真知子 氏
16:30～16:35	閉講挨拶	(公社)全日本マネキン紹介事業協会 各連絡会担当者

令和4年度

意見交換会 長崎

の実施報告

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

副会長 牧野 伸男

すっかり全紹協の年間行事として定着いたしました今年度の意見交換会は、九州の長崎県長崎市の出島メッセ長崎にて、感染症対策を講じたうえで、10月6日（木）に開催いたしました。

通算で11回目を迎えた今回も、北海道から九州まで全国より15名の会員と事務局長1名の合計16名が参加して、小金井会長と九州連絡会の吉田会長の挨拶の後、入口さんの司会の元、意見交換会がスタートしました。

まず初めに、出席者全員がそれぞれ各社の現状報告をしていきました。様々な報告がございましたが、現在の状況としては、コロナ以前と比べると売り上げは6割から7割程度の事業所が多数を占めていました。

また、求人は回復増加傾向がみられますが、コロナ禍で販売のお仕事から離れた求職者も多く、マネキンさんの不足で紹介出来ない案件も出てきているとの意見も数社からありました。

新しい取り組みとしては、昨年同様、通常のマネキン紹介以外の様々な業務の報告がありました。

具体例としては、事業所自ら百貨店での催事を企画して、マネキンさんの働く場を作っているという事業所や、全面再開されていないスーパーでの試食販売の代わりに、推奨販売、カード会員の勧誘の仕事等を受けて、登録者の方たちの仕事を確保している事業所もありました。

また農業、カフェの運営などの事業を始めた事業所もございました。

2つ目のテーマは、物価上昇が続く中、マネキンさんの賃金アップ、紹介所の手数料の見直しについて議論が行われました。

まずマネキンさん達の給与については、ここ数年は据え置きのままか、アップしたとしても微増という報告がほとんどでした。

求められる仕事内容が多岐にわたり増えていく中、プロの販売員であるマネキンのお仕事を続けていってもらう為にも、賃金アップは必要不可欠で、能力に見合った給与にしていけるべきだと思います。

また紹介事業所の手数料についても、各社違いはありますが、短期日程などの事業所の事務作業や手間の割に低いままと感じている会員が多く、利益が出るように手数料のアップも考えていくべきでしょう。

3つ目のテーマは、リニューアルされた全紹協求人サイトについての説明を行い、以前と比べて効果が出ていて、応募者が増えたとの報告が数社からあった一方、思うような効果が得られていないとの意見もありました。

求人サイトについての質問も数件寄せられ、その場で答えられるものについてはお答えをして、確認が必要な件については後日、メールにて回答いたしました。

参加者の皆様からは、同じ悩み、問題を抱える同業者と本音で語れるこの意見交換会は重要で、事業運営に役立つ新たな気付きもあり、大変参考になりましたという意見も多かったです。

最後になりましたが、今回の会場のセッティング等、準備をして頂きました九州連絡会の吉田会長、(株)モナミの入口さんに御礼を申し上げます。



株式会社 白百合 **新堀 圭子**

今回は長崎での意見交換会ということで、その2週間前に開通したばかりの西九州新幹線（武雄温泉～長崎）に乗車し、参加させて頂きました。

コロナ禍で売り上げが底辺だった1、2年前とは違い、どの事業所もそれぞれのアイデアや戦略でコロナ前の7割程度の売り上げが戻ってきている様子も伺えました。又事業承継された若者の発想力にも多くのパワーを頂きました。日常ではあり得ない、ネガティブの吐き出しも意見交換会ならではの。一人で悩んでいたモヤモヤも決断に踏み切るエネルギーを頂き、新たな気持ちで帰ることが出来ました。これからまだまだ厳しい状況が続くと思いますが強い志で行動し、1年後にまた皆様と笑顔で再会できることを願っております。

東商 株式会社 **嶋田 知子**

長崎で開催された意見交換会では、各会員様のご意見をお聞きして業務の参考になりました。日給アップの取り組み方は各社それぞれですが、取引先との交渉の仕方や結果を具体的にお話いただき、悩みながら進めていた取引先様へのお願いも自信を持って臨んでいけるように思います。

他社からの引き抜きへの対応や、アプリ会員獲得業務という販売以外の求人について等、様々な取り組み内容もお聞きできました。長期勤務を希望する若い方が集まらないという会員の一致した課題は、協会の求人サイトの原稿内容の見直しやご指導をいただき事で、協力して進められましたら幸いです。

同業者が集まるととても貴重な機会に参加させて頂き感謝しています。

日星 株式会社 **近藤 法明**

先般、意見交換会に参加させて頂き、誠にありがとうございました。全国では初参加にも関わらず、皆様から優しく接して頂き、本当にありがとうございました。

さて、急激な少子高齢化に加え、コロナ禍という厳しい舵取りの最中、同業界におられる経営者の方々から、最新の動向や経営改革の様子、また直面された苦難を率直にお聞かせ頂けた事は、皆様から知恵を頂戴しただけでなく、一経営者として非常に勇気づけられる体験でした。同業でありながら、和気藹々とした雰囲気はとても過ごしやすく、輪の中に入れて頂ける事をとても有難く思っております。

今後とも何卒ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

有限会社 南九州マネキン紹介所 **大坪 静世**

出島メッセ長崎で行われました意見交換会では、大変お世話になりました。

弊社前社長、黒田孝二が全紹協会長職を長きにわたり務めさせて頂き、皆様にご協力賜りましたこと、皆様にお目にかかれたこと、まずはこの場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

熊本は人手不足の状況が続いており、意見交換会では、求人に関するお知恵を頂く機会に恵まれ感謝致しております。年末年始に向けて、応募が多くなりますことを切に願っております。日給や手数料など地域差もあるように感じましたがとても参考になりました。ありがとうございました。

全紹協の益々の発展を祈念致しますとともに、弊社と致しましても、協会発展のため微力ながらお役に立てれば幸いです。今後ともご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

株式会社 モナミ **入口 豊**

今回は弊社の地元である長崎にて開催され、2年ぶりの参加となりました。

一昨年の参加者に加え、初めてお会いする方々からのお話はとても参考になることばかりです。コロナ後の回復率については各社大きく変わらず、(コロナ前の)6～7割といった感じでした。その一方で、試食販売やアパレル（催事は別）中心に行われている事業所様は、回復の見通しが立たず、かなりの打撃を受けている様子でした。紹介手数料に関しては、業種や期間によっては、18～20%に向けた交渉を行っていくとの考えも多く聞かれました。これから人手不足はさらに加速し、我々の業界はますますその必要性を増すことと思います。適正な手数料率や事業所のレベルアップ（人材教育）が急がれます。

有意義な時間を頂きまして、ありがとうございました。



全紹協求人サイトについて

日本の労働人口は1995年の8,000万人をピークに、2060年には約半分4,000万人にまで減ると予想されています。このような市場環境の中で、人材サービス事業者にとって、求人活動の優劣が、そのまま業績に直結します。全紹協として、会員企業様のマネキンスタッフ確保に貢献する為、旧来より求人サイトを運営してきました。また2022年4月にリニューアルを行い、更なる応募者増につながるような仕組みの構築を行いました。

変更点は、Indeedへの掲載がされやすくなりました。フィードという技術を使い、Indeed側に原稿を1日3回データ送信することによりIndeedや検索サイトで仕事を探す人の目に触れやすくなりました。結果として、4月～6月は大幅に求職応募者が増えました。また費用対効果も10倍以上となっています。(1人の応募者に掛かった費用＝求人広告費用÷応募人数)

リニューアル以降、応募者数が順調に推移していましたが、11月にIndeed掲載がストップし、皆さまにご不便をお掛けすることになってしまいました。要因背景と、対策について説明させていただきます。2022年10月1日より、職業安定法の一部が改正されました。その一部として、「インターネット上の公開情報等から収集(クロウリング)した求人情報・求職者情報を提供するサービス」も募集情報等提供事業者になる」という変更がありました。Indeedや求人ボックスがこの事業者に当たります。その事業者は、良くない求人情報を掲載した場合は罰則を受ける可能性があるということです。良くない求人情報というのは、男女の区別をした求人原稿など、日本の職業安定法でNGとされている内容となります。Indeedなどの事業者は、NG原稿を出しているサイトからの掲載をしないという対応を行ったことにより、多くの企業サイトが当協会と同じ状況になりました。

今後同じようなことにならないように、原稿作成時、以下の部分に注意を行って下さい。

- ① 勤務地／住所以外を入れない → タイトルが勤務地なので、〇〇百貨店 など入れてしまいがちです。
- ② 職種／20文字以上はNG。職種以外の言葉(急募、年齢不問、主婦歓迎など)は入れない。
- ③ 重複原稿 → 自社サイトやAirworkなども含め、同一原稿を掲載しない。

求人原稿の修正を行い、12月12日から、Indeedへの掲載が再スタートしています。ぜひ有効にご活用ください。また期間途中からの掲載申し込みも可能となっています。支払年間金額(裏表紙の料金表参照)を月割りした月数の料金で、掲載頂けます。エリアにより差はありますが、月17,500円～33,333円で掲載が出来ます。バイトル・マイナビバイトなどの有料媒体と比較すると、低単価で効果を実感して頂けます。ぜひご検討をお願いします。なお、定期的に「求人原稿の作り方」についての講習会も開催しております。全紹協会員の皆様には、どなたでもご出席いただけます。

また求人を強化したい際に、スポット掲載も可能となっています。1口50,000円から申し込みが可能となっています。緊急な案件などで、スタッフの増員が必要となった際は、事務局にお問合せ・ご相談下さい。

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 IT事業部 岡野 泰也

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

🎵 「インボイス」とは

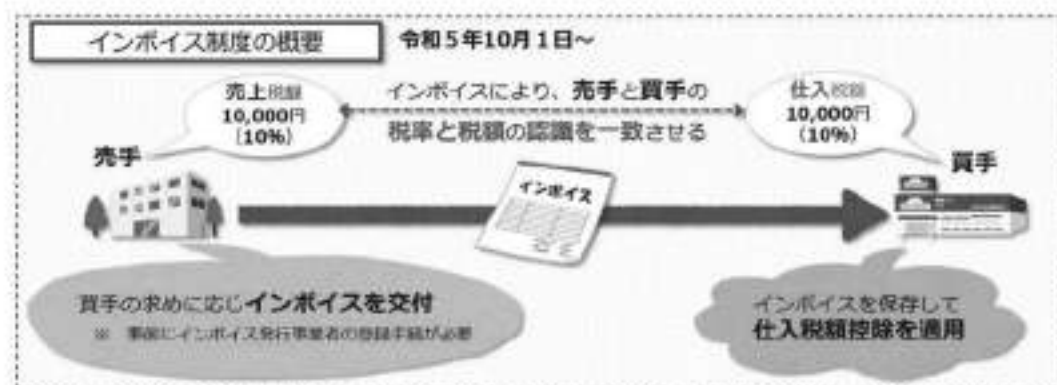
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

🎵 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



🎵 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



🎵 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

マネキン紹介事業に役立つQ&A

Q 1 : 有料紹介所ですが、ある企業に求職者を紹介したところ、その企業から「紹介された求職者について、履歴書や職務経歴書等における重大な誤り、虚偽、記載漏れ、従前に勤務した企業等における守秘義務違反や懲戒処分の有無、健康診断の結果について確認したいので、求職者の承諾をもらって欲しい。」との依頼がありました。当紹介所としては、この依頼に応えていいのか迷っております。依頼に応じてよいのでしょうか。

A 1 : 一般的に、求人企業が、履歴書や職務経歴書等における重大な誤り、虚偽、記載漏れ、従前に勤務した企業等における守秘義務違反や懲戒処分の有無について、求職者に確認をすることは認められています。したがって、求職者にその承諾をもらうこととしても問題ないと思われます。

一方、求人企業が採用選考時に健康診断を実施したり、健康診断書の提出を求めたりすることについて、厚生労働省は、就職差別に繋がるおそれがあるとして、公正な採用選考の観点から、その必要性を慎重に検討し、それが応募者の適性と能力を判断する上で合理的かつ客観的に必要である場合を除いて実施しないよう求めています。また、真に必要な場合であっても、応募者に対して検査内容とその必要性についてあらかじめ十分な説明を行ったうえで実施するよう求めています。

したがって、貴紹介所としては、求人企業に上記のことを伝えた上で、健康診断の結果を確認する客観的かつ合理的な必要性があるかどうか説明を求めてください。納得できる説明がなされない場合は、健康診断の結果の確認について求職者から承諾を得ることはできない旨を伝え、客観的かつ合理的な必要性がない健康診断の結果の確認は就職差別につながるおそれがあり、実施しないよう要請しましょう。それでも健康診断の結果を確認したいということであれば、紹介所としてはそのまま紹介を続けることはできない旨を求職者に伝え、求職者に応募の取り下げを検討することを促してはいかがでしょうか。

(公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 より提供)

Q 2 : ある有料職業紹介所から種々相談を受けている社会保険労務士ですが、その紹介所のスタッフが同業者の知人から「みなし手数料」というものがあると聞いたと言っています。そのような制度が何かに定められているのですか。

A 2 : みなし手数料と呼ばれているのは、職業安定法などの法律で定まっているものではありません。紹介所のあっせん行為においては、職業紹介所が求人者に求職者を紹介する場合、必要な情報を求人者に提供することになります。この後、求職者の諸情報を職業紹介所から得た後に紹介所による採用を行わず、当該求職者と直接連絡をとり採用するという事態が、稀に生じています。この求人者は、紹介所から得た情報により、紹介所を経ずに求職者と接触し採用したところであり、このような行為は信義則に反したものと言わざるを得ません。

このような場合を想定し、事前に締結する人材紹介に関する基本契約等において、「紹介所が紹介した求職者を不採用とした後、1年以内に当該の求職者を求人者が雇用した場合には、当紹介所のあっせん行為によるものとみなして、求人者は紹介手数料を当紹介所に支払わなければならない。」といった契約条項を加えているところもあるようです。

これがみなし手数料と言われているもので、求人者の抜け駆け行為に対抗する手段として期待されているようですが、このような条項が必ず法的に有効なものとはみなされるかについては、議論の余地があります。

(公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 より提供)

事務局だより

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。

◆ 入 会

な し

◆ 退 会

九州連絡会

株式会社 九州アーネストデュオ
熊本マネキン紹介所

赤山 ミツコ
荒木 美智子

令和4年9月30日
令和4年9月30日

電話問合せ件数と対応について

また、感染者数の減少した月は求人者から、マネキンさんの紹介についての問合せが増えました。会員からは①リニューアルした求人サイトについて②手帳とカレンダーについての問合せが多数ありました。

	R4. 6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
協会会員	2	6	7	1	0	0	16
求人者	0	3	3	4	3	1	14
求職者	2	0	0	0	1	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	4	9	10	5	4	1	33

編集後記

昨年末のワールドカップの盛り上がりには象徴されるように日本も元気を取り戻しました。
再始動の年です。まずは健康第一で協力して頑張っていきましょう。

表紙の写真について

表紙の写真は20年振りに行った上高地です。空も水も清らかで神々しく感じました。

全紹協求人サイト

マネキン・販売スタッフの求人なら全紹協求人サイト!!

全紹協求人サイトは、

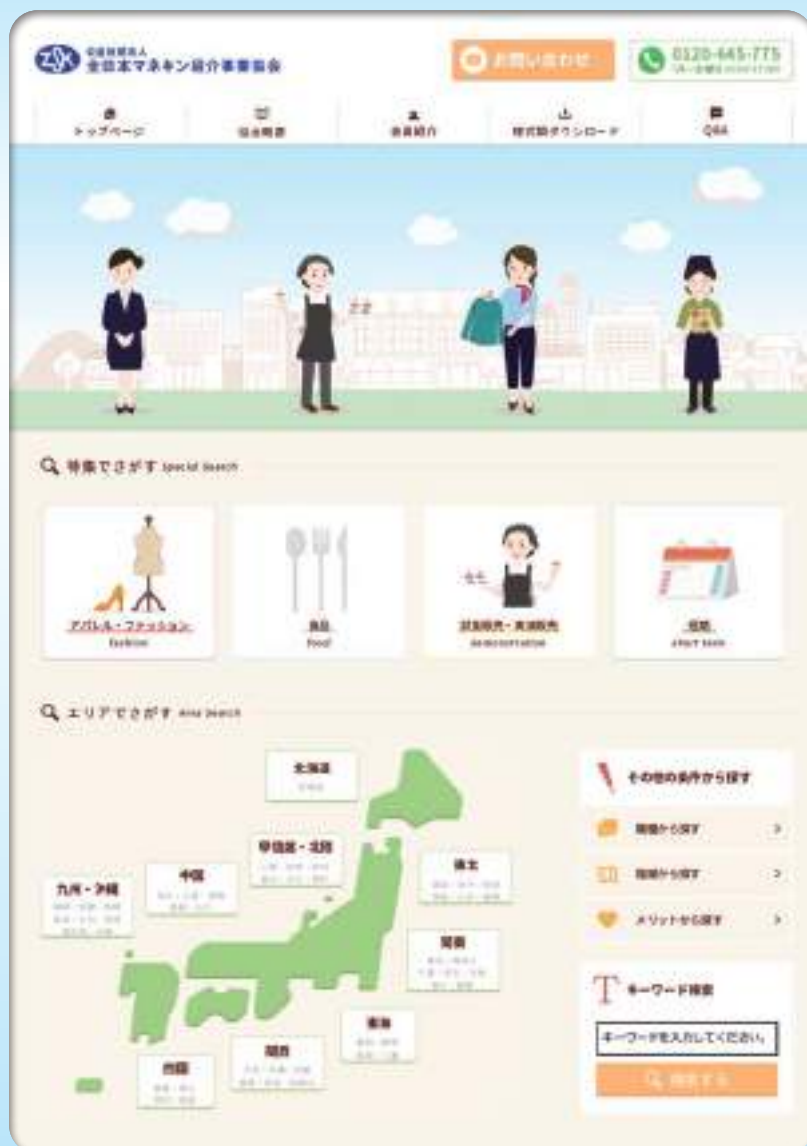
公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会が

運営する求人サイトです。

*1社あたり100件の求人情報を掲載可能

*リーズナブルな年間掲載料金

*1か月平均応募者数110人の実績



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-7-1 ウィン神田807号室

電話03-3253-5775 FAX03-3253-5776 mail : info@zensyokyo.org

■ 全紹協求人サイト料金表

	関東	関西	東海	北海道・東北	甲信越・北陸	中国・四国	九州・沖縄	全国
正規料金 (税別)	¥500,000	¥450,000	¥400,000	¥350,000	¥350,000	¥350,000	¥350,000	¥700,000
会員料金 (税別)	¥300,000	¥270,000	¥240,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000	¥400,000

※別途消費税が加算されます。

期 間：1年間(令和4年11月1日～令和5年10月31日)

求人件数：1社あたり100枠

求人範囲：地域ブロック毎(関東、関西etc)